

令和５年度「北見方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和５年度中に北見方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長）に対して述べた意見と、これを受けて令和６年度までに講じた措置の概要は、次のとおりです。

「北見方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意 見	措 置
1	留置施設は、清潔に保たれており、維持管理が徹底されている。 引き続き維持管理の徹底に努められたい。	引き続き被留置者の適正処遇と施設の維持管理等の徹底を図り、適正な留置業務を推進いたします。
2	留置担当官の指導教養をしっかりとしている。 引き続き署員に対する教養、訓練に努められたい。	勤務員の健康管理を徹底するとともに、署員に対する各種教養訓練の徹底を図り、留置業務の重要性を浸透させ、実務能力の向上に努めます。
3	居室の定員は２人となっているが、２人が寝るには、やや手狭に感じる。	定員２人の居室についても、原則、単独で留置しています。 引き続き被留置者の適性処遇の徹底を図ります。

令和７年８月

北海道警察北見方面本部